

ノルウェーから輸入される牛肉等の輸入に関する措置の見直し案について寄せられた御意見について

令和7年5月16日  
厚生労働省健康・生活衛生局  
食品監視安全課  
輸入食品安全対策室

令和5年7月18日付で「ノルウェーから輸入される牛肉等の輸入に関する措置の見直し案」について、御意見の募集を行ったところ、2件の御意見をいただきました。お寄せいただきました御意見とそれに対する当省の考え方について、別添のとおり取りまとめましたので、御報告いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

## 「ノルウェーから輸入される牛肉等の輸入に関する措置の見直し案」に関する意見募集結果

番号	御意見等	厚生労働省としての考え方
1	「根拠法令条項」が「-」とされているが、行政機関が輸入禁止という措置をとるにあたり、何ら法的根拠がないということはあるのではないかと。	御意見ありがとうございます。 今回の意見募集の対象がノルウェーから輸入される牛肉等の輸入条件を見直すことであり、この輸入条件は法令に基づくものではなく、二国間の協議に基づくものであるため、「根拠法令条項」を「-」としています。 なお、BSE発生国又は発生地域(食品健康影響評価の結果に基づき、安全性が確保されていると認められる国又は地域を除く。)において、とさつ、解体、分割又は細切された牛肉及び牛臓器、並びにこれらを原材料とする食肉製品については、証明書を受け入れないこととし、食品衛生法第10条第2項に違反するものとするとしています。
2	今般の見直しについて、過去BSEの発生に際して規制していたものを撤廃する事について、現下世界的な物価高の影響などを鑑みて、規制の見直し(緩和と受け取れている)により、スーパーなどで肉類の価格が格安になり、国民の生活状況が少しでも改善されるのであれば原則として措置の見直しは賛同できる。しかしこの措置に至っては、見直しの措置がなされるに当たり、食品安全に対する国民の不安や心配がないよう、広く国民が今回の施策について理解出来るよう誠実かつ丁寧な広報と周知を図り、BSEについて改めて正しくかつ正確で分かりやすく広報し、不安や心配の声、懸念の声にも想定し科学的根拠を誰でも分かりやすいように、ホームページや若者に対しては、様々なSNSを通じ広報する事が必要と考えます。	御意見ありがとうございます。 ノルウェーから輸入される牛肉等の輸入に関する措置の見直しが行われる際には、報道発表、SNSを通じた広報等を行う予定です。 また、BSEに関する当省のホームページについても随時見直しを行う等、引き続き分かりやすい広報に努めてまいります。